公的要請に応える郵便局データ活用に関するアドバイザリーボード（第１回）
議事要旨

１　日時：令和８年 10 月９日（金）14:00～15:30
２　場所：WEB 会議による開催
３　出席者：
・構成員
大谷座長、板倉座長代理、生貝構成員、今村構成員、巽構成員、三浦構成員
・オブザーバー
日本郵便株式会社
郵便・物流事業統括部　菊池担当部長
郵便・物流業務部　五味執行役員
地域共創事業部　渡部専門役
個人情報保護委員会事務局　田中企画官
（内閣官房郵政民営化推進室　欠席）
・総務省
郵政行政部　柴山部長、廣瀬郵便局活用課長、高田郵便課長
統計局　山本調査企画課長
４　議事
（１）開会
（２）議題
① 開催要綱について
② 公的要請にこたえる郵便局データ活用のこれまでの経緯等について
③ 郵便分野ガイドライン解説に追記する事例の検討
（３）閉会

５　議事要旨
① 開催要綱について
（事務局より資料１－１に基づき説明があった。）

② 公的要請にこたえる郵便局データ活用のこれまでの経緯等について
（事務局より資料１－２に基づき説明があり、その後、意見交換を行った。主な意見等は以下のとおり。）
〇大谷座長
３ページに、「実費 1000 円／件」とあるが、どのようにして算出したのか。

○事務局

照会内容の確認や該当するデータの探索等に要する人件費と聞いている。実費とあるとおり、利益は得ていないと聞いている。

○今村構成員

２ページに、「転居届に係る情報及び配達原簿に係る情報は、郵便法第８条第１項に規定する信書の秘密には該当しない」とあるが、これは、転居届に係る情報や配達原簿に係る情報から、個々の信書の有無や内容等が推知されないと考えられるため。「個々の信書の有無や内容等が推知されるか」という点が、郵便法第８条第１項及び第２項の取扱いとの関係で分水嶺になることを補足しておく。

○板倉構成員

これまで議論の中心だった転居届に係る情報は、転居する個人が提出するが、配達原簿に係る情報は、どのようなプロセスでできたのか等が明確になっていない。今後、配達原簿に係る情報を郵便配達以外に活用していくなら、関係法令で位置づけを明確にし、配達原簿に係る情報の活用を正面から認める法的根拠を定めることも考えられる。

③ 郵便分野ガイドライン解説に追記する事例の検討

（総務省統計局より資料１－３に基づき説明があり、その後、意見交換を行った。主な意見等は以下のとおり。）

○巽構成員

一次試験調査における郵送配布方式のフローのどこで配達原簿に係る情報を使うことを想定しているのか。９ページに示されている令和７年国勢調査において一部地域で行った郵送配布方式では、市町村が地図情報等を活用して居住確認を行い、居住実態が確認できない場合は指導員が実地で確認したとあるが、市町村が名簿整備の段階で配達原簿に係る情報を活用するのか、指導員による実地確認を配達原簿に係る情報の活用で代替したいのか。

郵便法第８条第２項の他人の秘密に該当するとされている配達原簿に係る情報を第三者提供する場合には、利用して得られる利益と失われる利益を比較衡量して検討することとされており、比較衡量においては、配達原簿に係る情報を活用することで、国勢調査の名簿の整備等の実効性がどのくらい高まるか、利用することでどのくらい利益があるのかという点が重要。政府統計は、あらゆる政策決定のベースとなることから、重要性が高いことに異論はなく、抽象的には得られる利益が大きいということはわかるが、配達原簿に係る情報のうち、具体的にどのデータをどのタイミングで使うのか、配達原簿に係る情報を用いることで、以前の調査に比べてどのくらい円滑な調査を実現できるのかといった点を明確

にしていただきたい。

○板倉構成員

一次試験調査における配達原簿に係る情報の利用であれば、比較衡量においても、有効性の確認のための試験であることを重視して整理することはできるのではないか。一次試験調査においては、従来の調査員による名簿整備、住民基本台帳（住基）による名簿整備、住基＋配達原簿による名簿整備という３パターンで行い、比較してはどうか。

国勢調査本番において、配達原簿に係る情報全体を活用するということであれば、「所在不明の個人を転居届に係る情報により探す」というこれまでの個々の情報の活用の議論とは異なり、例のないこと。本番までは数年あることから、立法措置も含めて考えても良いのではないか。

○巽構成員

板倉構成員の御意見のとおり、一次試験調査については、有効性の確認のために試験的に配達原簿に係る情報を提供することもありうるとは思う。ただ、現時点でも、例えば、「令和７年国勢調査において、配達原簿に係る情報があれば、○○の点でもっと効率的に対応できた」といった説明はできるのではないか。実情に応じて課題を特定し、その課題の解決のために配達原簿に係るどの情報がどのタイミングで必要だという説明はほしい。住基データを使っても把握できない情報があり、配達原簿に係る情報があればそれが把握できる可能性が高いということを、今あるデータでより具体的に説明できるのではないか。

○生貝構成員

国勢調査において、民間データの活用も視野に入れているようだが、どのようなものを想定しているのか。

○統計局

これまでも民間データの活用はしてきている。例えば、マンションの空き室情報をマンション管理会社等から提供いただくというもの。

○三浦構成員

国勢調査は全世帯対象の非常に大規模な調査であるため、災害時の突発的な対応や外国人への対応等も求められると思うが、どのような対応をしているのか。

○統計局

令和７年国勢調査においては、能登半島地震の被災地への配慮として、市町村や調査員の状況をよく確認し、必要な対応を行った。外国人への対応も重要であり、わかりやすいチラシやHPの作成等をしてきた。令和７年国勢調査の結果を踏まえ、改善していきたい。

○大谷座長

統計局においては、次回に向けて、一次試験調査において、具体的にどのようなデータをどのようなタイミングで利用したいのか、郵便法第８条第２項との関係でどのように考えるか等について御準備いただきたい。

以上